

## 役員報酬等の金額及び支給基準

### (目的)

第1条 この支給基準は定款の規定に基づき、役員（評議員、理事、監事をいう、以下同じ。）の報酬について定める。

### (報酬等の額)

第2条 役員が本部及び施設の用務に従事したときは、1日5,000円の報酬を支給する。

2 常務理事の報酬については、恵和会給与規程第3条第1項別表1に定める職種別基本給表の1、施設長又は管理者の基本月額を適用する。

3 役員が職務の為出張したときは、旅費規程に基づき旅費（交通費、日当、宿泊費）を支給する。

### (報酬等の総額)

第3条 年度内に役員に対して支給する報酬等の総額は次の通りとする。

(1) 評議員 200,000円以内

(2) 理事・監事 7,900,000円以内 (常勤理事含む)

### (報酬等の支給方法)

第4条 理事長に対する報酬の支給日は毎翌月10日とし、常務理事の報酬の支給日は毎当月25日とする。

ただし、その日が休日に当たるときは、職員給与規程第23条に準じた日とする。

2 非常勤役員に対する報酬は、当該会議等に出席した都度支給する。

3 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額を控除して支給する。

4 同一の日に本会の用務が重なるとき、また費用弁償と重なるときは重複支給しない。

5 当法人職員を兼務し、職員給与を支給している役員に対しては、本規程に基づく役員報酬等は支給しない。

### (公表)

第5条 当法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項2号に定める報酬等の支給基準として公表する。

### (改廃)

第6条 この支給基準の改廃は、評議員会の承認を経なければならない。

### (適用年月日)

この支給基準は平成29年4月1日から適用する。